別表第四十三（第七条第二項関係）〔平成32年3月までの間に平成6年改正法附則第11条第7項第4号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての期間の保険料を口座振替で前納する場合〕

資格喪失予定年月		平成6年改正法附則第11条第7項第4号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月	
			平成30年	
			4月	10月
			円	円
平成30年	5月	昭和23年5月2日から昭和23年6月1日までに生まれた者	16,290	—
	6月	昭和23年6月2日から昭和23年7月1日までに生まれた者	32,520	—
	7月	昭和23年7月2日から昭和23年8月1日までに生まれた者	48,700	—
	8月	昭和23年8月2日から昭和23年9月1日までに生まれた者	64,830	—
	9月	昭和23年9月2日から昭和23年10月1日までに生まれた者	80,900	—
	10月	昭和23年10月2日から昭和23年11月1日までに生まれた者	96,930	—
	11月	昭和23年11月2日から昭和23年12月1日までに生まれた者	112,900	16,290
	12月	昭和23年12月2日から昭和24年1月1日までに生まれた者	128,820	32,520
平成31年	1月	昭和24年1月2日から昭和24年2月1日までに生まれた者	144,680	48,700
	2月	昭和24年2月2日から昭和24年3月1日までに生まれた者	160,500	64,830
	3月	昭和24年3月2日から昭和24年4月1日までに生まれた者	176,260	80,900
	4月	昭和24年4月2日から昭和24年5月1日までに生まれた者	191,970	96,930
	5月	昭和24年5月2日から昭和24年6月1日までに生まれた者	207,700	—
	6月	昭和24年6月2日から昭和24年7月1日までに生まれた者	223,370	—
	7月	昭和24年7月2日から昭和24年8月1日までに生まれた者	239,000	—
	8月	昭和24年8月2日から昭和24年9月1日までに生まれた者	254,570	—
	9月	昭和24年9月2日から昭和24年10月1日までに生まれた者	270,100	—
	10月	昭和24年10月2日から昭和24年11月1日までに生まれた者	285,570	—
	11月	昭和24年11月2日から昭和24年12月1日までに生まれた者	300,990	—
	12月	昭和24年12月2日から昭和25年1月1日までに生まれた者	316,360	—
平成32年	1月	昭和25年1月2日から昭和25年2月1日までに生まれた者	331,680	—
	2月	昭和25年2月2日から昭和25年3月1日までに生まれた者	346,950	—
	3月	昭和25年3月2日から昭和25年4月1日までに生まれた者	362,180	—